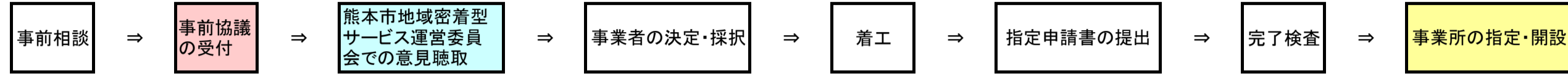


## 地域密着型サービス事業所の指定の流れ(公募による指定)

地域密着型サービス事業所の指定に関する手続きは以下の手順により行い、必ず熊本市から事業実施の採択を受けてから着工していただきます。

### 指定までの手順



### スケジュールの目安

	令和元年										令和2年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
令和2年4月～ 令和2年9月開設				事前協議 受付	地域密着型 サービス 運営委員会								順次開設 ⇒							
令和2年10月～ 令和3年3月開設											事前協議 受付	地域密着型 サービス 運営委員会							順次開設 ⇒	

#### (留意事項)

- ・スケジュールはあくまで目安です。変更となる場合がありますので、ご了承ください。
- ・公募の対象となるサービスや募集地域、その他の条件等については、事前協議の受付開始前にホームページで公開します。
- ・事前協議を行う用地・建物に係る都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等の関係法令への適合については事前協議書提出前に十分に精査をし、必要に応じて担当部署へ確認のうえ事前協議を行ってください。